

定 款

特定非営利活動法人山形オペラ協会

特定非営利活動法人山形オペラ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人山形オペラ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山形県山形市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、山形県内において、オペラおよび声楽を中心とした芸術文化の普及、並びに振興を図るとともに、声楽全般にわたる研究を深め、その成果を発表し、県民が芸術文化に親しみ、参加できる環境を醸成することを目的とする。あわせて、次世代の音楽文化を担う人材の育成、地域との協働による文化創造及び持続可能な公演活動の推進を通して、豊かな地域文化の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) オペラ公演、室内オペラ、公演型ワークショップ等の企画・制作・実施事業
- (2) 声楽全般に関する研究、研修、勉強会、成果発表会の開催事業
- (3) 声楽及びオペラに関する教育普及事業
- (4) 地域文化の向上に寄与するための、自治体・文化施設・学校・芸術団体等との協働事業
- (5) 芸術文化振興のための調査研究及び情報発信
- (6) 次世代の音楽文化を担う人材の育成事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な前各号に掲げる事業に付帯する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人（団体の場合はその代表者）にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名以上2名以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。ただし、この法人と理事長との間で利益が相反する業務または双方代理となる業務を行うときは、理事会において選任した他の理事が法人を代表する者としてその業務を執行する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選出されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員の補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対して弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(特別顧問)

第 20 条 この法人に、特別顧問を置くことができる。

2 特別顧問は、第 4 条各号に掲げる特定非営利活動分野に関して、理事長の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。

3 特別顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

4 第 2 項の要請により理事会に出席した特別顧問に対しては、謝金の支払い及び実費弁償等を行うことができる。

5 特別顧問に関する必要事項は、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第 21 条 この法人に、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 22 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 23 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の承認(これらを変更する場合を除く)

- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 25 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面及び電磁的方法（電子メール等）をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 26 条 総会は、第 25 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 25 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 28 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席（書面議決権及び委任状を含む）がなければ開催することができない。

(議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。また、電磁的会議方法（インターネット等を利用したオンライン会議システム等をいう。）により議事に参加し、表決することもできる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 28 条、第 29 条第 2 項、第 31 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるできない。

5 オンラインでの出席者がある場合は、以下の記載の条件を満たす環境の整備を行う。

- (1) 出席者の発言の即時性及び双方向性が確保されていること。
- (2) 総会に参加した者が正会員本人であることを確認できること。
- (3) 出席者の確認が出席者に共有して確認できること。
- (4) 表決権の行使が平等かつ正当に行使できるような方法をあらかじめ明示すること。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員数及び出席者数（書面又は電磁的方法による議決者若しくは表決委任者がある場合と、オンライン会議のシステムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったと見なされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 82 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 33 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算の変更
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 会費の額
- (6) 財産の処分
- (7) 借入金

- (8) 役員の報酬
- (9) 会員の除名及び役員の解任
- (10) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 34 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。また、会場に来ることができない理事は、インターネット等を利用したオンライン会議のシステムによって理事会に参加し、表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 37 条第 2 項及び第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

5 オンラインでの出席者がある場合は、以下の記載の条件を満たす環境の整備を行う。

- ①出席者の発言の即時性及び双方向性が確保されていること。
- ②理事会に参加した者が理事本人であることを確認できること。

③出席者の確認が出席者に共有して確認できること。

④表決権の行使が平等かつ正当に行使できるような方法をあらかじめ明示すること。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続きの開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 号に掲げる者のうち総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、法人のホームページに掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤野恵美子
副理事長	佐藤文昭
理事	土屋ユミ子
理事	鈴木洋子
監事	沼澤美喜子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の

日から令和9年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|--------------|-----|------------|
| (1) 正会員（個人） | 年会費 | 15,000 円 |
| (2) 賛助会員（個人） | 年会費 | 一口 3,000 円 |
| (3) 賛助会員（団体） | 年会費 | 一口 5,000 円 |

役員名簿

特定非営利活動法人山形オペラ協会

(任期：設立の日から令和9年5月31日まで)

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	藤野 恵美子		無
副理事長	佐藤 文昭		無
理事	土屋 ユミ子		無
理事	鈴木 洋子		無
監事	沼澤 美喜子		無

設立趣旨書

1. 設立趣旨

山形オペラ協会は、これまで長年にわたり山形県内の音楽文化の発展に貢献してきました。

人口減少と高齢化に伴い、本県のクラシック人口も減少傾向にあります。山形県民がオペラに触れる機会は増えましたが、声楽の研究・発表を行いたいと願う人々にとりましては、まだまだ公演の機会が限られており、その受け皿とはなっていないのが現状です。

本団体は、昭和 53 (1978) 年に山形大学教育学部特設音楽科の松澤俊子氏、高橋幹彦氏を中心に、音楽大学等で声楽を学んだ有志が集い、「山形声楽研究会」として発足。平成 22 (2010) 年 4 月 1 日からは、名称を「山形オペラ協会」と改め、藤野祐一会長の下、県内における音楽文化の普及・発展に寄与すべく、オペラ作品の公演や会員の研究成果の発表を継続的に行い、オペラ文化の普及活動を行ってきました。

今後、団体の持続可能性を見据え、長期的な成長と安定を目指し、「活動の活性化」、「教育活動」、「持続的経営基盤の構築」の三つの柱で取り組みます。

- ① 「活動の活性化」として、魅力的な公演の実施に加えて、地域連携の促進、団体のレベル向上などを図り、魅力発信事業を行います。
- ② 「教育活動」では、オペラ体験を通じて山形の教育・未来創造に貢献し、文化を育む担い手の育成、芸術性の追求、文化牽引を担います。
- ③ 「持続的経営基盤の構築」としては、これまでの活動を定着させ、さらに活動を継続的かつ発展的に推進していくため、関連団体や行政との連携を深め、社会的にも自立した組織となっていきたいと考えます。

活動の目的が営利的なものではなく、広く県民に参画していただくことが不可欠であるため、特定非営利活動法人格を取得するに至りました。今後も、関係機関と連携しながら、声楽全般にわたる研究を深め、その発表の場を提供することで、山形県の音楽文化の醸成へさらに貢献できると考えています。オペラを山形に根付かせ、協会の研鑽を深め、魅力的な公演を通じて会員を増やし、広く地域の芸術・文化の進展と豊かな地域文化の形成に寄与してまいります。

2 申請に至るまでの経過

- | | |
|------------------|---|
| 令和 7 年 3 月 1 日 | 藤野祐一、佐藤文昭ら有志によって NP0 法人設立のための準備会をたちあげる。 |
| 令和 7 年 6 月 18 日 | 第二回設立のための準備会を開催し、構成員を確認する。 |
| 令和 7 年 7 月 23 日 | 第三回設立のための準備会を開催し、設立趣旨書に関する意見交換を実施。 |
| 令和 7 年 9 月 3 日 | 第四回設立のための準備会を開催し、設立の趣旨の意見交換を実施。 |
| 令和 7 年 10 月 15 日 | 第五回設立のための準備会で、設立申請に必要な書類の確認。 |
| 令和 7 年 11 月 19 日 | 第六回設立のための準備会で、外部講師を招き定款等の内容について検討。 |
| 令和 7 年 12 月 17 日 | 第七回設立のための準備会で、外部講師を招き定款について意見交換。 |
| 令和 8 年 1 月 14 日 | 第八回設立のための準備会で、役員候補者について意見交換。 |
| 令和 8 年 1 月 21 日 | 第九回設立のための準備会で、外部講師を招き運営及び事務局体制について検討。 |
| 令和 8 年 2 月 18 日 | 第十回設立のための準備会で、外部講師を招いて活動計画等と設立総会日程を検討。 |
| 令和 8 年 3 月 23 日 | 第十一回設立のための準備会で、活動予算等について検討。 |
| 令和 8 年 4 月 1 日 | 第十二回設立のための準備会で、設立総会の日程について決定。 |
| 令和 8 年 5 月 13 日 | 第十三回設立のための準備会で、設立総会での提出書類について検討。 |
| 令和 8 年 6 月 14 日 | 設立総会を開催し、設立発起人より設立の趣旨、定款、事業計画及び活動予算、設立当初の役員などの案を提案し、審議のうえ全会一致で決定。 |

令和 8 年 6 月 14 日

特定非営利活動法人山形オペラ協会

設立発起人代表 住所

氏名 藤野恵美子

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和9（2027）年3月31日まで

特定非営利活動法人山形オペラ協会

1 事業実施の方針

オペラおよび声楽を中心とした公演と参加型プログラムを通じ、県民が芸術文化に主体的に関わる機会を創出する。あわせて、研究・研修・発表の場を体系的に整備し、若手演奏家や地域人材の育成を推進し、学校等と連携して次世代の担い手の裾野を広げる。

さらに、自治体や文化施設等との協働により地域資源を活かした事業を展開し、文化による地域づくりと社会的包摂を促進する。加えて、多様な財源確保と運営体制の強化により持続可能な公演活動を実現し、調査研究と情報発信を通じて芸術文化の価値を可視化し、その社会的基盤の強化を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
オペラ公演、室内オペラ、公演型ワークショップ等の企画・制作・実施事業	オペラ公演実施事業 (定款 5-1-1)	(A) 令和8年9月 (B) 山形市民会館大ホール (C) 15～20名	(D) 幼児から大人 (E) 350名	700
声楽全般に関する研究、研修、勉強会、成果発表会の開催事業	アンサンブル・合唱・勉強会 (定款 5-1-2)	実施せず		
声楽及びオペラに関する教育普及事業	声楽公開レッスンとオペラ衣装装着体験 (定款 5-1-3)	実施せず		
地域文化の向上に寄与するための、自治体・文化施設・学校・芸術団体等との協働事業	オペラ名場面集「モーツァルトとプッチーニ2人の神童」からの贈り物多主体連携公演 (定款 5-1-4)	(A) 令和9年2月 (B) サハトベにばな (C) 20名	(D) 幼児から大人 (E) 400名	500
芸術文化振興のための調査研究及び情報発信	他県オペラ団体の公演視察 当協会からの情報提供 (定款 5-1-5)	(A) 令和8年8月1日から令和9年3月31日 (B) 他県各地・山形県内 (C) 10名	(D) 演奏家・団体・山形県民 (E) 多数	80
次世代の音楽文化を担う人材の育成事業	公演・リハーサル見学を通じた次世代人材の育成 (定款 5-1-6)	(A) 令和8年8月1日から令和9年3月31日 (B) 他県各地・山形県内 (C) 20名	(D) 中学生・高校生・大学生 (E) 多数	80
前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業	町かどコンサートオペラプロムナード (定款 5-1-7)	(A) 令和8年7月 (B) 山形市 (C) 10名	(D) 幼児から大人 (E) 多数	160

令和9（2027）年度の事業計画書

令和9（2027）年4月1日から令和10（2028）年3月31日まで

特定非営利活動法人山形オペラ協会

1 事業実施の方針

前年度に掲げた方針を踏まえ、本年度は公演と参加型プログラムの質と量の両面での充実を図り、県民の主体的参加を一層促進する。あわせて、研究・研修・発表機会を拡充し、若手演奏家や地域人材の育成を強化するとともに、学校等との連携を深化させ次世代の担い手の確保につなげる。さらに、自治体や文化施設等との協働事業を具体化し、地域資源を活かした継続的な文化活動の基盤を構築する。加えて、寄付・協賛等の財源確保と運営体制の整備を進め、持続可能な公演活動を推進すると共に、成果の調査・発信により芸術文化の社会的価値の可視化を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
オペラ公演、室内オペラ、公演型ワークショップ等の企画・制作・実施事業	オペラ公演実施事業 (定款 5-1-1)	(A) 令和9年9月 (B) 山形市民会館大ホール (C) 15～20名	(D) 幼児から大人 (E) 350名	650
声楽全般に関する研究、研修、勉強会、成果発表会の開催事業	アンサンブル・合唱・勉強会 (定款 5-1-2)	(A) 令和9年4月～令和10年3月 (B) 山形市民会館大ホール (C) 10～15名	(D) 山形県内演奏家 (E) 延べ50名	70
声楽及びオペラに関する教育普及事業	声楽公開レッスンとオペラ衣装装着体験 (定款 5-1-3)	(A) 令和9年9月 (B) 場所未定 (C) 10名	(D) 中学生・高校生・大学生 (E) 10名	50
地域文化の向上に寄与するための、自治体・文化施設・学校・芸術団体等との協働事業	オペラ名場面集「モーツァルトとブッチーニ2人の神童」からの贈り物多主体連携公演 (定款 5-1-4)	(A) 令和10年2月 (B) サハトベにばな (C) 20名	(D) 幼児から大人 (E) 400名	450
芸術文化振興のための調査研究及び情報発信	他県オペラ団体の公演視察 当協会からの情報提供 (定款 5-1-5)	(A) 令和9年7月1日から令和10年3月31日 (B) 他県各地・山形県内 (C) 10名	(D) 演奏家・団体・山形県民 (E) 多数	75
次世代の音楽文化を担う人材の育成事業	公演・リハーサル見学を通じた次世代人材の育成 (定款 5-1-6)	(A) 令和9年7月1日から令和10年3月31日 (B) 他県各地・山形県内 (C) 20名	(D) 中学生・高校生・大学生 (E) 多数	75
前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業	町かどコンサートオペラプロムナード (定款 5-1-7)	(A) 令和9年7月 (B) 山形市 (C) 10名	(D) 幼児から大人 (E) 多数	130

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和9（2027）年3月31日まで

特定非営利活動法人山形オペラ協会
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	600,000		
賛助会員受取会費	100,000	700,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000	1,000,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
オペラ公演実施事業	678,000		
芸術文化鑑賞普及事業	500,000		
山形オペラ実行委員会主催公演事業	200,000		
その他自主事業	500,000	1,878,000	
5. その他収益			
受取利息	1,500		
雑収益	30,500	32,000	
経常収益計			3,610,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0	0	
(2) その他の経費			
旅費交通費	147,600		
通信費	10,000		
謝金	131,200		
業務委託料	765,400		
会場・舞台費	101,000		
印刷製本費	207,000		
楽譜・楽器購入費	140,000		
消耗品費	18,300		
その他経費計		1,520,500	
事業費計		1,520,500	
2. 管理費			
(1) 人件費			
賃金	70,000	70,000	
人件費計			
(2) その他の経費			
家賃地代	0		
水道光熱費	0		
通信費	50,000		
交際費	59,000		
負担金	25,000		
会議費	150,000		
業務委託料	427,000		
事務消耗品費	41,000		
保険料	25,000		
事業積立金	100,000		
その他の雑費	11,000		
租税公課	2,000		
その他経費計		890,000	
管理費計		960,000	
経常費用計			2,480,500
当期経常増減額			1,129,500
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期正味財産増減額			1,129,500
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			1,129,500

令和9（2029）年度 活動予算書

令和9（2027）年4月1日から令和10（2028）年3月31日まで

特定非営利活動法人山形オペラ協会
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	600,000		
賛助会員受取会費	100,000	700,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	500,000	500,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
オペラ公演実施事業	800,000		
芸術文化鑑賞普及事業	500,000		
山形オペラ実行委員会主催公演事業	200,000		
その他の自主事業	100,000	1,600,000	
5. その他収益			
受取利息	1,500		
雑収益	30,500	32,000	
経常収益計			2,832,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0	0	
人件費計			
(2) その他の経費			
旅費交通費	140,000		
通信費	10,000		
謝金	130,000		
業務委託料	750,000		
会場・舞台費	100,000		
印刷製本費	200,000		
楽譜・楽器購入費	150,000		
消耗品費	20,000		
その他経費計		1,500,000	
事業費計		1,500,000	
2. 管理費			
(1) 人件費	70,000	70,000	
賃金			
人件費計			
(2) その他の経費			
家賃地代	0		
水道光熱費	0		
通信費	50,000		
交際費	60,000		
負担金	25,000		
会議費	150,000		
業務委託料	425,000		
事務消耗品費	40,000		
保険料	25,000		
事業積立金	100,000		
その他の雑費	11,000		
租税公課	2,000		
その他経費計		888,000	
管理費計		958,000	
経常費用計			2,458,000
当期経常増減額			374,000
III 経常外収益	0	0	0
経常外収益計			
IV 経常外費用	0	0	0
経常外費用計			
当期正味財産増減額			374,000
前期繰越正味財産額			1,129,500
次期繰越正味財産額			1,503,500